

令和3年6月23日

報道機関各社 御中

連絡先	
課係名	保険年金課国民健康保険係
電話番号	0598-53-4031

## 1. 発表事項

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康増進法健康診査の医療機関での実施期間延長について

## 2. 内容

令和3年度における国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康増進法健康診査（生活保護受給者の健康診査）の医療機関での個別健診は、実施期間を令和3年7月1日から11月30日までとじていましたが、医療機関における新型コロナワクチン接種と時期が重なることを踏まえ、今年度については特例的に期間を令和4年2月28日まで延長します。

なお、6月下旬に発送予定の受診券については修正が間に合わなかったため、有効期限が令和3年11月30日となっていますが、個別健診については来年2月末まで利用可能とします。

※松阪市健康センターはるるにて実施する集団健診については、期間が7月から11月で変更ありません。

<参考>

【健康診査】と【がん検診】の実施期間など

区分	場所	期間（変更前）	期間（変更後）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保特定健診</li> <li>・ 後期高齢者健診</li> <li>・ 健康増進法健診</li> </ul>	集団 （はるる）	R3. 7 月～R3. 11 月	R3. 7 月～R3. 11 月 （変更なし）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保特定健診</li> <li>・ 後期高齢者健診</li> <li>・ 健康増進法健診</li> </ul>	個別 （医療機関）	R3. 7 月～R3. 11 月	R3. 7 月～R4. 2 月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん検診                              （胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん）</li> <li>・ 肝炎ウイルス検診</li> <li>・ 歯周病検診</li> </ul>	集団 （はるる）	R3. 8 月～R4. 3 月	R3. 8 月～R4. 3 月 （変更なし）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん検診                              （胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん）</li> <li>・ 肝炎ウイルス検診</li> <li>・ 歯周病検診</li> </ul>	個別 （医療機関）	R3. 7 月～R4. 2 月	R3. 7 月～R4. 2 月 （変更なし）